

第五回國會議院

法務委員會文部委員會聯合審査會議錄第一号

昭和二十四年五月十日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

法務委員會

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事小玉 治行君

理事高木 松吉君 理事石川金次郎君

押谷 富三君 眞鍋 勝君

上村 進君

文部委員會

委員長 原 彪君

理事水谷 昇君 理事松本 七郎君

理事稻葉 修君 理事今野 武雄君

理事富次郎君 千賀 康治君

若林 孝義君 渡部 義通君

船田 幸二君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(特別審査局長) 吉河 光貞君

法務廳事務官 柏原 義則君

文部政務次官 横大路俊一君

文部事務官 柴田小三郎君

專門員 村 教三君

專門員 小本 貞一君

專門員 武藤 智雄君

本日の會議に付した事件

出版法及び新聞紙法を廢止する法律案(内閣提出第六五号)

○花村委員長 これより會議を開きます

本日は出版法及び新聞紙法を廢止する法律案について、法務委員會と文部

第一類第五号 附屬の三 法務委員會、文部委員會聯合審査會議錄 第一号 昭和二十四年五月十日

委員會との聯合審査をいたすことに相なりました。法務委員長である私が委員長職務を行います。本日は部屋の關係で座席が十分ありませんので、適宜御着席をお願いいたします。

まず政府の提案理由の説明を求め、続いて質疑に入りたいと存じますが、質疑は本日の議題について簡単にお願いいたします。なお質疑は通告順によつて許しますから、あらかじめ御通告くださるよう申し添えておきます。それでは政府の提案理由の説明を求めます。山口政府委員。

○山口(好)政府委員 出版法及び新聞紙法を廢止する法律案の提案理由につき、御説明申し上げます。

御承知の通り終戦直後におきまして、言論及び出版の自由を抑制して一切の制限が取除かれたのであります。具体的に申しますれば、昭和二十一年九月二十七日の連合國最高司令官の覚書によりまして、新聞紙法を初め二法令の覚書に抵触する條項の廢止が日本政府に命令されたのであります。

よつて政府は、右のうち新聞紙法を除き、他の十一の法令に対しては、それぞれ同年十月中に正式に廢止の手續をとりました。ただ新聞紙法につきましてはその規定の全部が必ずしも検閲、發禁処分その他言論の自由を抑圧するものばかりでもありませんでしたので、當時内務省と司令部との間におきまして、新聞紙法及び出版法はこれらにかかわるべき適當な法律が制定せられるまでその効力を停止しておき、その

正式の廢止手續はしばらくこれを見合せることとしていたのであります。ちなみに申し上げますが、出版法は前述覚書の中に列挙せられていませんが、その内容からして、当然新聞紙法と同列にこれを取扱ふこととされたのであります。

しかしながら新聞紙法及び出版法の改正の問題は、その後進展せず、そのうちに二十二年五月には出版に関する事務は文部省に引継がれ、また内務省は同年末をもつて解体せらるるに至りました。なお一昨年刑法の一部分が改正されました際に、猥褻罪の罰の程度が高められ、名誉毀損罪に関する部分に從來の新聞紙法及び出版法の中の規定の一部が取入れられたり、罰の程度が高められたりいたしましたので、今般政府といたしましては新聞紙法及び出版法を正規の手續を経て廢止し、もつて覚書の趣旨の通りに結末をつけることとした次第であります。

法律案の法文自体は、きわめて簡單なものであります。説明の要もないかと存じますが、附則の中で予約出版法の一部を改正いたしてありますので、この点について若干説明申し上げます。

元來この予約出版法は、言論、思想の自由を取締るための法律ではなくして、予約購読者たる一般國民を惡徳出版業者から行政的に保護することを目的とするものであります。従つてこの法律を廢止したり、あるいはこれに對して實質的な改正を加えたりすること

は、今後の研究問題であります。ただこの法律の中には出版法を引用している箇所が若干ありますので、今回は出版法の廢止に伴つて当然加えられなくてはならない形式的な改正、すなわち字句の削除または書きかえをこの法律に對して行つただけであります。何とぞよろしく御審議を賜わり、すみやかに可決の運びに至りますようお願いいたします。

○花村委員長 これより通告順により質疑に入ります。今野武雄君。

○今野委員 この措置によりまして言論の自由が確保されるということは、たいへんけっこうなことだと存するのではありませんが、しかし言論の自由を保障する憲法の條項が、これだけによつてはたして確保されるかどうか、ほかにごういうようなものがないかどうかというのを考えてみますと、なお先般政令として出されました團體規正に関する政令において、政党的機關紙やその他については、何がやほり檢閲のようなものがあるように見受けられますが、そういう点についてこれも撤廃するといつたようなことが適當でないかと思われませんが、その点はいかがお考えでございませうか。

○山口(好)政府委員 ただいまの御質問であります。これは法務廳の所管に属しておりますが、これは法務廳の所管が、事がやほり關係方面のこともあり、事務官を説明に呼んでおりますから、その説明員が出て参りましてから、さしつかえない範圍でお答えをいたしたいと思ひます。

○今野委員 なお先般石坂洋次郎という文士の書いた小説が何か猥褻であるというふうな理由で、その載つた雜誌が出せなくなつたという事件がありましたが、その際警視廳の当局者のお話では、事前にこういふことがよく連絡してあればこういふ目にあわなかつたであろうというふうな談話があつたやうであります。新聞紙にもそのことが取上げてございました。こういふやうなことはやはり何かまだ当局者において当然檢閲すべきものという觀念があるように見受けられるのであります。その点はいかがでございますか。

○山口(好)政府委員 ただいまのお尋ねであります。これは新聞記事に現われたのであります。はつきりしたことはわかりませんが、建前は檢閲はできないことに相なつております。

○今野委員 建前は檢閲ができないことになつておるが、内々のことはやるという意味でございませうか。

○山口(好)政府委員 はつきりお答えいたします。その点は全然檢閲をやつておりません。

○今野委員 そうすると、こういふやうな警視廳の者がもし新聞紙に書いてあるやうに申したとすれば、それははつきりとその警視廳の者の思ひ違ひと考へてよろしいか。

○今野委員 この程度で私の質疑を終ります。

○花村委員 松本七郎君。

○松本(七)委員 私の質問はただ一点だけで、先ほど今野君がちよつと最初に指摘されたことを詳細に承りたいと思います。担当の説明員が来られてからすぐやりたいと思いますので、それまでしばらくお待ちしております。

○花村委員 憲法上認められておりま

○若林委員 憲法上認められておりま  
す言論の自由を、眞に民主的な意味に  
おける発展を希望した者といつしま  
して、この出版法及び新聞紙法を廃止  
する法律を御提出になりましたこと  
は、まことにけつこうなことを存する  
のであります。しかし現下の日本の  
実情に照してみるとき、まことに私  
ちとしては望むことは望むが、一抹  
の杞憂を持つところのものであります。  
これは不本意ながら持たざるを得な  
いのであります。この氣持からいたしま  
して、現在のまま無制限に言論の自由  
を認め、新聞紙法等を廃止しまして、  
その生れて来る結果、將來の見通しと  
いうよりなことにいかにいかに考  
えになるか、少くとも改正すべき何ら  
かの法律を準備もしないにこの際に出  
ることについては、御当局は上ほど自  
信があつてやられると思つてありま  
すが、その見通しをひとつ伺つてみた  
いと思つております。

○柏原政府委員 現在の段階におきま  
しては、麥な書物、猥褻なものが出た  
りいたしました。不適当なものも事  
出しておりますが、それを今日法的に取  
締るものがないので、本を書いたり出  
版する者の自衛にまたなければならぬ  
のであります。これは現在政府の問題

でもありますが、國會において大いに  
これを取上げていただいで、何らかの  
方法で、思想的な統制ということ  
は、これはできませんが、大いに取上  
げて考えなければならぬ問題だろ  
うと思つてあります。ちよつと速記を  
やめていただきたい。

○花村委員 速記をやめて……  
〔速記中止〕

○花村委員 速記を始めてくださ

○若林委員 すでに新しい憲法が施行  
せられますとき、それを審議する者の  
氣持をいたしまして、名刀を刀の使  
い方のわからない者に渡すような氣持  
がし、あのときも、すべての者に民主  
的な教育と、道義的に心持の上にお  
いて眞に民主主義を把握せしめなけれ  
ばならないということが前提となつてお  
つたと思つてあります。現実にはこ  
れに相反しまして、使つべきときにそ  
の名刀を使い得ず、みずがらおれの  
足を切り、手を切り、恐ろしくもみず  
らの手に持つ名刀で首をちぎつてしま  
うような事態に立ち至つておるのであ  
ります。おそらくこの言論の自由は、  
民主主義の健全なる発展のために憲法  
が與えたものであります。これが悲  
しいかな逆行をいたしておりますこと  
について、國家の前途を憂えるところ  
のものであります。この法律の廃止と  
同時に、眞に國民に民主的な氣持、神

に仕えて行くという氣持、お互い同士  
がわれ／＼の基本的人權を守り合  
う氣持が盛り上るような民主教育、  
また眞に誤らざる民主的な思想が起  
ることに万全の措置を講じてみたい  
と念願するものであります。

次に、新聞の正誤であります。愚

なる新聞はもとよりでありますが、あ  
るいはあやまつて新聞に誤報をするこ  
とがあるのであります。中には故意に  
やるものもあるのであります。この  
誤りたる記事を書かれた者、これによ  
つて自由を奪われ、名譽を傷つけられ  
る者もあるわけでありまして、憲法に  
おいて厳然として守らうとするところ  
の、この名譽のごときを傷つけられた  
者に対して、正誤の規定もなく  
わけでありまして、これについて政府  
は、いかなる考えをお持ちになつてお  
りますか、一應承つておきたいと思つ  
ます。

○山口(終)政府委員 まことにごもつ  
た記事掲載し、その書かれた人  
に対してどういふ救済手段があるかと申  
しますと、從來正誤に関する規定が相  
当活用されたのは事実であります。今  
後は被害者の方からも積極的に新聞  
倫理の向上のために努力することが望  
ましいと思つてあります。すなわち  
よし新聞紙法が廃止されましても、被  
害者から新聞社に対して正誤掲載の請  
求は、法律上許されなくなるというも  
のではございませんから、進んで正誤を  
請求いたしまして、もしそれがいれ  
れなかつたならば、裁判所に名譽毀損  
の訴えを提起し、さらに不法行為によ  
る損害賠償の請求を求めるといふ強硬  
な手段をとる必要があるものでありま  
す。從來わが國では、新聞社に対し  
して、とかく泣き入りというやうな弊  
風がありました。今後國民は、正し  
い自己の權利、個人の尊嚴を擁護する  
ために、あくまでも戦ひ抜くという心  
構えが必要だと思つております。そ  
のためには、新聞社側が少しでも、い

わゆる切捨て御免の氣持を起す余地の  
ないやうに、國民の側からも仕向けて  
行かなければならないと存する次第で  
あります。

○若林委員 ただいまの御答弁は、ま  
ことに私たちの氣持をそのまま表明し  
てくださったと思つております。道義的に  
すべての者が同じやうにわれ／＼の自由  
を守り合ひ、公共の福祉を守り合  
うとする心持に出るならば、今の氣持も  
そのまま率直に受入れることができる  
のであります。残念ながら切捨て御  
免といふことになつておる。ねこを荷  
頭に出したのではなしに、猛虎をおり  
の外に出して、市中を駆けめぐらすと  
いうか、触るものをおかみ、当るもの  
を倒すといふ行き方になるおそれが多  
分にあるのであります。出版に關係す  
るところの者も自肅し、われ／＼も出  
版法及び新聞紙法などが廃止されま  
しても、今のやうな救済方法が厳然と  
してあるといふ、この權利を持つてお  
るといふ自覚をも、ひとつ促さなけれ  
ばならぬと思つてあります。いかに  
言論の自由が野放しにあるといふ國會  
においても、懲戒という厳然たる処分  
が講ぜられるのでありますから、その  
点万全の措置を講ぜられるより希望し  
てやまないものであります。

次に、先ほど政務次官から御説明が  
あり、お氣持を吐露せられたのであり  
ますが、今日街頭に氾濫をいたしました  
ります幾百千の出版物をながめまし  
たとき、日本の國情をおの氾濫せる諸  
出版物によつて察知いたしますとき、お  
そらく國家の現状を嘆くのは、私一人  
ではあるまいと考へるのであります。  
出版法、新聞紙法が廃止されたのを機  
会に、いわゆる取締りがなくなつたと

いふことによつて、よりよき性質の、  
あるいはよりよきものが市中に出て來  
るやうに、われ／＼も努力をいたした  
と考へておるのであります。政府  
といつたしまして、この点に対する対策  
を放つておくわけにはいかぬと思つ  
てあります。先ほどお話になりました  
やうな事情もあると思つてあります  
けれども、まだ、國民自身が、悪い  
ものは買わず、よいものを育てて行く  
といふ読書力を持つておらぬのであり  
まして、皆の文化が高まつて來れば  
つかはよくなるという一つの見方もあ  
るのであります。學問のあるなしに  
かかわらず、この出版物に対しては、  
一種の幻惑を感じるのか、嘆かわしい  
結果になつております。この間も宗教  
のことに関して、邪教と正教との區別  
はどこにあるかといふ話が出たのであ  
りますが、邪教といふものは、頭があ  
る者は、學問のある者は、それには引  
きつけられないといふ結論が一應出  
ると思つてあります。現実から言え  
ば、いわゆる邪教と思はれるやうなも  
のに、相當の學力を持ち、人格を持ち  
しておるやうな人たちが引きつけられ  
まして、後日になつてほぞをかむとい  
ふ現象になつておるのであります。そ  
ういふ意味において、猥褻なる出版物、  
特に社會教育に妨げになるやうな出版  
物に対する対策は、いかにいかに考  
へておるか。先ほどの御答弁より  
一步も出ない御返事しか伺へないかと  
思つてあります。もう一度、念の  
ために承つておきたいと思つて  
おります。

○柏原政府委員 出版が自由になり  
まして、雑多な雑誌、出版物が出てお  
りますが、行政官廳としましては、内容  
のよしあし、道義の程度ということに

いふことによつて、よりよき性質の、  
あるいはよりよきものが市中に出て來  
るやうに、われ／＼も努力をいたした  
と考へておるのであります。政府  
といつたしまして、この点に対する対策  
を放つておくわけにはいかぬと思つ  
てあります。先ほどお話になりました  
やうな事情もあると思つてあります  
けれども、まだ、國民自身が、悪い  
ものは買わず、よいものを育てて行く  
といふ読書力を持つておらぬのであり  
まして、皆の文化が高まつて來れば  
つかはよくなるという一つの見方もあ  
るのであります。學問のあるなしに  
かかわらず、この出版物に対しては、  
一種の幻惑を感じるのか、嘆かわしい  
結果になつております。この間も宗教  
のことに関して、邪教と正教との區別  
はどこにあるかといふ話が出たのであ  
りますが、邪教といふものは、頭があ  
る者は、學問のある者は、それには引  
きつけられないといふ結論が一應出  
ると思つてあります。現実から言え  
ば、いわゆる邪教と思はれるやうなも  
のに、相當の學力を持ち、人格を持ち  
しておるやうな人たちが引きつけられ  
まして、後日になつてほぞをかむとい  
ふ現象になつておるのであります。そ  
ういふ意味において、猥褻なる出版物、  
特に社會教育に妨げになるやうな出版  
物に対する対策は、いかにいかに考  
へておるか。先ほどの御答弁より  
一步も出ない御返事しか伺へないかと  
思つてあります。もう一度、念の  
ために承つておきたいと思つて  
おります。



すと、それが本人の將來を傷つけるといふ意味から特別に終戦後昭和二十三年にできた少年法の中にそういう規定がございます。

それから薬のものを取締る薬事法といふものが昭和二十三年にできておりますが、これの第三十四條に、「何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名稱、製造方法、効能、効果又は性能に關して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。」これは薬の廣告について誇大な記事を書いてはならない、これも間接に出版の制限になるわけでありませう。

それから証券取引法と申しまして有價証券の取引に關する法律があります。この第二百條におきまして「公示若しくは頒布する目的を以て有價証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者」有價証券に對してのうそのことを書いた出版物は取締るといふ規定がございませう。

それから衆議院議員選挙法は、御承知の通りある程度選挙の必要上言論出版の自由を取締つておられますが、このいふものは私どもは一般的な言論出版の自由の抑圧ではない。こう考へて終戦後でございました法律にも今若干申し上げましたような事柄もあることをちよつと補足的に申し上げておきます。

○上村委員 常識的に見てそれはこもつともですが、とにかく民主主義の憲法といふものに対して、最も尊重すべき一つの言論の自由、文書の自由といふことを、國民がおぼろげながらこれを信じているわけですから、ところが憲法にそういう規定があるにかかわらず、あつちへ行つてはこういう制限だ、こつちへ行つてはこういう制限だ、それうしてそれが当然であるかのごとく私どもも突見しているものであります。それうすると一体言論の自由、出版の自由といふものはどこへ行つておるかといふことを嘆かざるを得ないようなことがあるわけですから、それから最も言論の基本的なものが新聞紙法、出版法ですが、それ以外にも今いろいろの制限がありますから、これは結局政府では憲法のどれによつてどういふ建前からそういうことになるか。われわれが問題にするのは猥褻な文書ですが、この猥褻な文書といつても、これが全然死んでしまつてゐるか、生きてゐるか。生きてゐるとすれば、これはちよつとしたものでも見方によつては猥褻の文書として罪を著なければならぬ。ですからそういう点から申しまして、政府はこの際出版法もしくは新聞紙法を廢止して、言論の自由を尊重して下さるといふことはけつこつな事です。同時にほかの制限があるならば、これはこつちういふわけだからこつちういふわけがないといふことを明らかに示す必要があると思つて、少くも今日の連合審査会において、このよりの廢止法律案を出す場合には、それらの点もわれわれに納得のいきるよう説明をしておいていただきたいと思います。その法律の立法の根拠を伺いたい。

○山口(好)政府委員 御承知のとおり、御説の通り憲法におきましては言論、出版その他の自由をはつきりと規定いたしておられます。その建前のもとに今日新聞紙法、出版法の廢止ということをごこでいたす次第であります。関係当局におきましては、新憲法の公布になります以前に、すでにこの措置をとらねばならないといふので、先ほど横大路君からも説明されましたように、終戦の年の九月二十七日にすでに覺書を出しまして、その第一項で、ただちにそういう処置をとるようになすなわちこの言論とか出版とかいふもの自由を阻害するやうな法律はこれを廢止するやうに、こつちういふような指令があつたわけでありませう。その後におきまして新しい憲法が公布されました。これにははつきりその点をうたつておられます。こつちういふ新憲法で、憲法のどの條章によつてその自由が認められるかといふことははつきりいたしておられます。しかして、ただいま仰せられました猥褻とか名譽毀損とかいふやうなことで、いろいろ制限を受けるお申しますが、これは刑法の部に屬します。あつて公共の福祉を著しく害するやうな場合には、もとより刑法でこれを取締らなければならぬわけでありませう。でありますから、憲法の規定するところによつて、廣く一般的にその自由は確立されたわけでありませう。ただ猥褻とか名譽毀損とか、そういう刑罰的ないふ公共福祉を阻害するやうな程度がはなはだしく、法律に觸れます場合には、その点においてこれを取締る、こつちういふことになりませう。さういふ御了承願ひたいと思つておきます。

○渡部委員 ただいま上村君が言われたことは一見小さい議論のように見えますけれども、しかしこれは思想、または理念の見地からいへば、根本的の問題だと考へるわけですから、つまりこの法律が廢止されるということは、この説明の中で昭和二十年九月二十七日の連合軍最高司令官の覺書によるといふことであります。ただそれだけであつて、従つて今廢止されるというものは、そういう覺書が出たから當然廢止されなければならぬといふ見地に立つてこの法律案ができたのであります。ところが今すでに憲法はこつちういふまでもなく實施されてゐるのであつて、従つてわれわれは憲法においては完全に言論出版の自由を保障されておるのであります。今廢止されるならば、政府としては當然この理由の中にはつきり憲法が言論出版の自由を保障してゐるといふ文句を挿入されて、今日政府が意圖されてゐると稱せられる趣旨をさらに憲法によつて基礎づけられることが必要ではないかと考へるわけでありませう。そう考へる次第は、特に皆さんも御同様に、議会の言論さえもある問題については非常な制約を受けておられる。これは日本の國會として恥辱だとわれわれは考へるわけでありませう。日本の國會がほんとうに眞實を語り、日本がどのような状態に置かれてゐるかといふことを國民に訴へ、議員であるわれわれも自覚して、その立場から國政を十分に審議しなければならぬといふ場合にわれわれは非常に多くの制限をお互いを受けておるのであります。こつちういふ点をわれわれはやはり日本人として、ことに日本の國會の權威の上から言ひまして、どうしても除去して行くための努力が必ずであると思つておられます。従つてこつちういふ機会にわれわれは憲法によつて完全に言論出版の自由を保障されておるのであるから、こつちういふことは廢止しなければならぬのだといふ点をつけ加えられて、單に國民の前だけでなくて、内外に對して日本の國會の權威を、日本人としての基本的人權を守る意味からいふことを明らかにされる必要があるやないかと思つておられます。この点についての政府の御見解はどうですか。

○山口(好)政府委員 ただいまの御意見まことにこもつともだと思つておられます。実は提案理由の中には直接に憲法の條章によりといふことは、申し上げませんでしたが、終戦後における司令部からの覺書に基いて云々と先ほど申し上げましたその中には、當然憲法の規定に基くことも含んで実は御説明いたしました氣持でありますので、提案理由の中にやはり憲法によつて認められたこの言論出版の自由といふことが、この廢止法案を出しました基礎と相なつておられます。われわれも認めておられます。いな、むしろそれが基礎になつておるといふことを申し上げたいと思つておられます。

○渡部委員 政府の御答弁は、その氣持までも表現いたされた点では非常に、われわれ賛意を表するものであります。しかしせつこつそのお氣持から今日の法律を廢止する法律案が出ておるとしますならば、そのことを公然と説明書の中にも、規則の中にも、あるいは場合によれば、この委員会としての聲明においてすらも明らかにしまして、政府がいかに言論、出版の自由を保障するものであるかといふ点をはつきりさせることは、國民の自主性と矜持を國民自身の中から高めて行くものであつて、將來の日本國民を自主的な日本國民にして行くために



は、ぜひとも必要と思われますので、  
こういう点について、できるならば本  
委員会が政府のその説明を取入れたよ  
うな、はつきりした態度を決定すべき  
ものと考へるわけであります。これは  
単に政府に対する要望だけではなく  
て、当適合審査会に対する要望である  
ことをつけ加えて私の發言を終りま  
す。

○上村委員 もう一点——今渡部氏に  
私の説明を補助してもらつてはつきり  
しましたが、やはり私も、実は法  
律家ですけれども、新聞紙法、出版法  
など廃止されておつたと思つていた。  
ところが、この法案を見て、実は驚い  
たわけなんです。ところが、これは私  
どもから見ると、憲法から来ていなけ  
ればならないという常識をもつて判断  
しておつたのが、この理由にはそれが  
ないから質問したわけなんです。ぜひ、今  
渡部氏が言われたように、今ごろ証文  
の出し遅れみたい、昭和二十年九月  
二十七日の最高司令官の覚書でこれを  
廃止する、それでは日本政府は一体意  
慢ではないか、三年も四年もたつてか  
らこんな法律を廃止する、しかも、その  
ときの命令で廃止するんだというよう  
な不見識な、それだけの言葉では國民  
は納得できないと思ふ。こういう点に  
おきまして、やはりわれわれは民主主  
義の憲法下、すなわち言論の自由、出  
版の自由ということになつたものだけ  
ら、それによつて念のため、あらた  
めてこの法律案を出すというようにし  
ないと、議会の権威というものはどこ  
にあるかと言われてもしかたがない。  
くだいようであります、この廃止の  
理由につきましても、憲法の條章を高  
く掲げて、それを理由にもらいた

いということ念のためにつけ加えて  
おきます。  
○花村委員長 さきに留保せられた松  
本七郎君の質疑に対して、特別審査局  
長の吉河光貞君がお見えになりました  
から、同君の質疑をお願いいたした  
と思ひます。  
○松本七郎委員 言論出版の自由を確  
保するための障害となる法律を廃止す  
るという趣旨には、全面的に賛成で  
ございませう、ただ他の法令等別の面  
から、今度それを抑圧するような危険  
はないかというような疑いがあるわけ  
であります。そう申しますのは、本年  
の四月に政令第六十四号として出ま  
した團體等規正令の第九條に規定して  
おるところによりますと、政黨だとか、  
あるいは協會その他の團體で「機關誌  
紙を刊行したときは、その代表者又は  
主幹者は、刊行の日から二十日以内に  
その一部を主たる事務所の所在地の都  
道府縣知事に、その二部を都道府縣知  
事を経て法務総裁に提出しなければな  
らない」と、こういう規定がありま  
す。そこで、こういうことになりますと、  
つかくこの新聞紙法を廃止しても、新  
聞紙法の二十三條のものとの例の檢閲制  
度というものがまた復活されるのでは  
ないかというような疑いを生ずるわけ  
であります。この点もはつきり御説明  
願つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 御質問の趣旨は非常  
に、ごもつともな点もあるわけであり  
ます、團體等規正令第九條の機關誌紙  
の届出は、その根本として團體公開主義  
に基いておるわけであります。御承知の  
通り同令第七條には政治的な團體はそ  
の名称、目的、主たる事務所の所在地、  
役員、有力な財政援助者または構成

員等を届出なければならぬことにな  
つておるわけであります、この團體公  
開主義をさらに一層その趣旨を全から  
しめるために、この種の團體が機關誌  
紙を発行した場合には、これを届け出  
て、團體公開の趣旨を全からしめる。  
なるほど諸團體が届け出ます機關誌紙  
そのものを、一般國民に公開するとい  
う規定は現われておりませんが、事実  
上閱覽者に対しては、届出事項の  
ほかに、その求めによりまして、つと  
めてその機關誌紙をも公開して、團體  
の内容を國民一般に公開して、健全な  
の民主主義國家の育成をはかりたい  
というのがこの九條の趣旨でありま  
す。新聞紙法の十一條には、発行と同時に  
納本せよというような納本制度が規定  
されておりました。なお御質問の通り檢  
閲、差押えの制度までありますが、新  
聞紙法の建前とは根本的に異なる趣旨  
で規定されておるのでございまして、  
この運用につきましても、このたびの  
規正令の第一條の第二項に、できる限  
り國民は基本的人権を阻害しないよう  
にこれを運用しなければならぬとい  
うことが規定されておりました。この運用  
につきましても、十分に注意して運用  
して行きたいと思つておる次第でござ  
います。

○花村委員長 よろしゅうございま  
す。——それでは石川君。  
○石川委員 先ほど政府委員の御説明  
を聞いておりました、憲法で言論の自  
由、出版その他一切の表現の自由はこ  
れを保障するとしておられるけれども、公  
共の福祉のためにお制限することも  
やむを得ないというところをおつしや  
つたのでありますが、公共の福祉のため  
に基本的人権を拘束することができ

るといふ一つの御論拠を伺いたと思  
ひます。それは憲法の九十七條に「これ  
らの権利は、過去幾多の」云々と書い  
ておられて「永久の権利として信託  
されたものである」といたしまして、  
基本的権利として憲法に掲げましたも  
のに対する拘束は容易でないものであり  
ます。もし公共の福祉という觀念のも  
とに基本的権利を拘束し得る、ないし  
は制限し得るものだとするならば、こ  
れは容易でないと思へなければならぬ  
のであります。この点はずきりとお伺  
いをして、まず第一点は、憲法第二  
十一條は憲法上にいう基本的権利でな  
いかどうか。基本的権利であるとした  
ならば、公共の福祉がこれを制限し得  
るものであるか。九十七條との関係は  
どうなるかということをお伺いしたい  
と思ひます。

○拍原政府委員 基本的人権の非常に  
重要なことは御説の通りであります。  
て、私も同様に考へるのであります。  
基本的人権と申しましても、他の基本  
的人権を阻害するようになつたことにな  
つた場合に、初めて公共性というものが  
生れて来るのであります。社会は  
大勢の人が集まつておるのであります  
から、基本的人権が並んでおるわけで  
あります、それが他の基本的人権を  
阻害するといふ場合には、ここに公共  
の福祉という考へ方が当然生れて来る  
のであります。たとえて申しましたら、  
私の申しましたのは、公共の福祉とい  
ふ一つの全体的な考へで、基本的人権  
にある程度大きな制限を加えるという  
ような、基本的人権を破壊するような  
公共の福祉の尊重の仕方ではないので  
あります、引合に出しました例は、  
風俗を乱すとかいふことになりま

すと、どんな絵を書いてもいい、どんな  
小説を書いてもよろしい、おれは自分  
の個性のままにやつておるんだ、ここ  
まで基本的人権が行きましても、他の基  
本的人格を傷つけるかっこうになりま  
すと困るものですから、憲法の問題は  
大体公共の福祉というねらいからい  
るな箇條ができておると思つたのであ  
ります。そういう点で基本的人権は万  
能ではあるけれども、ある程度の制限  
がおのずから生れて来る。その制限と  
いうことに重点を置いて、全体主義的  
な考へ方が伸びて個人的人権を破壊す  
る、そこまで行きますれば行き過ぎで  
あります。そういう意味において基本  
的人権は尊重されなければならぬけれ  
ども、基本的人権の個性がまた無制限  
に動いて、いとも考へられぬと思つ  
たのであります。憲法のことではありま  
す、詳しくこまかくは書いてないけれ  
ども、大体のねらいをわすれず百條で規  
定したのでありますから、大体のねら  
いというものが、憲法の書き方であり  
ます。従つて憲法の書き方として、は  
百條でありますから、解釈が多様多  
様におかれておると思つたのであります。  
そういう意味で、私の申しましたのは、  
基本的人権を制限する資格のある公共  
の福祉、こういう全体主義的な考へで  
言つたのではないのであります、基  
本的人権は尊重するべきものである。  
しかしある程度の公共の福祉という観  
念なしには一つの憲法も成り立たぬで  
はなからうか、こういう考へから申し  
上げたのであります。

○石川委員 公共の福祉の觀念のきめ  
方が非常に憲法の方でも困難でありま  
す。御同様の点になつて来ますと、  
非常に苦しくなつて来るのでありま

○石川委員 公共の福祉の觀念のきめ  
方が非常に憲法の方でも困難でありま  
す。御同様の点になつて来ますと、  
非常に苦しくなつて来るのでありま

○石川委員 公共の福祉の觀念のきめ  
方が非常に憲法の方でも困難でありま  
す。御同様の点になつて来ますと、  
非常に苦しくなつて来るのでありま



これが運用につきましては、國民・個人の基本的な人権をでき得る限り阻害しないように運営する考えでありますので、御了承願いたいと思ひます。

○今野委員 たいまの説明のうち、前半につきましては、何か憲法を超越したものであるというふうなことであり、また後半の九條の説明におきましては、これこそが團體の公開主義を徹底せしめるためのものであるというふうで、何か矛盾を感じる。あとの方からいえば、これはむしろそれがためになるものだというふうに聞えるので、非常に矛盾を感じるように覚えるのであります。私は願わくばその後者のようなことがわれ／＼日本國民の必要に基いてなされておるといふふうになりたいと思ふのであります。従つてこの團體等規正令というふうなものがかりに必要であるとすれば、それは國會が開かれておる際でもあるし、それが当然國會において論議され、その上で成立すべきである、こういうふうに考へるのであります。なお念のために申し添えておきたいと思ふのであります。この九條による規定のようにな、そういう團體公開主義というふうなものは、当然これは政府の命令によつて行われることは疑である。それはむしろ各團體の自発的な維持からそういうふうにならなければいけない。それでない以上、その意思に制限を加へ、これに圧力を加えて、それによつて初めて公開主義がなされる、こういうふうであつては、民主日本というものはいつまでたつてもでき上らない、こういうふうに考へるものであります。その点については、いかがお考へになりますか。

○吉河政府委員 國會開会中である本年四月八日に、しかも政令の形式をもつて、かような重大な法規が公布施行せられた点につきましては、御質問でありまして、ごもつともなごと思ひます。しかしこれは連合國最高司令部より、ポツダム政令をもつてこれを公布施行することが口頭をもちまして要求せられたのであります。かような事情からして、前の勅令百一号がポツダム勅令をもつて施行せられたと同じ意味合いから、これをポツダム政令として公布施行したのであります。また團體等規正令全体は、この間申し上げた通り、これが日本國憲法に抵触するやいなや論議の余地のないものであります。その個々の規定の運用実施につきましては、現在の日本國憲法によつて認められた個人的基本的人権をでき得る限り抑圧または侵害しないように運用して行くのが、また私どもの立場でもあると考へておるのでございませう。また國民が個人として自発的に團體公開主義の趣旨に協力されることは、実に望ましいことでもあります。他面政府の立場からは第九條のような規定を設けまして、これを奨励するということもまた必要であると思へておるわけでありませう。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、本日の連合審査会はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

昭和二十四年八月十日印刷

昭和二十四年八月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第六号)

(八)